

スマートすぎなみ計画

平成13～22年度(2001～2010)

行財政改革大綱

平成13～15年度(2001～2003)

実施プラン

平成13年4月

平成13年度組織改正対応版



杉並区

スマートすぎなみ計画

時代と社会の変化にしなやかに対応しながら、よりよいサービスを効率的に提供するため、スリムで活力のある区役所づくりを通じて、区政経営全体の改革を推進する。

ス = 杉並らしい政策手法を発揮し、

マ = 区政の **マ**ネジメント（経営）の

| 抜本的な改革に、

ト = 職員全員が果敢に **ト**ライする

『スマートすぎなみ計画』の策定にあたって

杉並区は、本年9月に新しい基本構想である「杉並区21世紀ビジョン」を定め、これからの望ましい区政の将来像と目標の実現に向けた第一歩を踏み出そうとしています。ビジョンとそれに基づく行政計画を実現するために、区政が直面している未曾有の財政危機を早期に克服し、新たな時代に必要となる財源の確保と、強固で弾力性のある行財政基盤を確立することが急務の課題となっています。

このため、私が本部長を務める行財政改革推進本部において、現在の財政危機を打開するとともに、杉並らしい政策創造とスリムで活力のある区役所をめざして、13年度からの行財政改革の取り組みを『スマートすぎなみ計画』として決めました。

この計画は、向こう10年間にわたる行財政改革の総合的な指針となる「行財政改革大綱(10か年戦略)」と、3か年の改革の具体的な方策を定めた「行財政改革実施プラン(平成13~15年度)」からなるものです。今後は、この大綱と実施プランに基づいて、ビジョン実現の推進力となる行財政改革を着実に実行し、行政のあり方の見直しや区政の大胆な体質転換を図っていきます。

区では、納税者である区民の皆さんへの説明責任を果たしながら、まず内部努力の徹底や財源の確保に取り組み、区民生活への影響をできる限り少なくしていく考えですが、区民の皆さんに負担をお願いすることも出てきます。もとより、新たな改革は、これまでの施策の選択や再構築を伴うものである以上、区民の皆さんをはじめ、区議会や関係団体等、多くの方々の理解と納得が得られなければ実現できません。

私は、全ての区民が安心していきいきと暮らせるまちをめざして、区民の皆さんと自治の精神を共有しながら、全職員の先頭に立って区政経営の抜本的な改革に取り組んでいく決意です。区民の皆さんの改革に対するご理解とご協力を、心よりお願い申し上げます。

平成12年10月

杉並区長
山 田 宏

目 次

第 1 部 行財政改革大綱（10 か年戦略）

第 1	はじめに	7
第 2	大綱の目的	7
	(1) 財政再建と健全財政の確立	7
	(2) 施策の再構築と区民との協働	7
	(3) 区役所の構造改革とスリム化	8
第 3	10 か年の戦略目標	8
1	財政健全化の目標	8
	(1) 財政健全化目標（平成 13～22 年度）	8
	(2) 財政再建の進め方	8
2	職員定数の削減目標	9
	(1) 削減目標（平成 13～22 年度）	9
	(2) 定数削減の進め方	9
3	区役所活性化の目標	10
	(1) IT 時代に対応した「電子区役所」の構築	10
	(2) 経営感覚と目標管理に基づく仕事の進め方	10
	(3) 顧客志向による区民サービスの向上	10
第 4	実施プランの位置づけ	10
1	プランの目的	10
2	プランの年次	11
第 5	大綱の実現に向けて	11

第 2 部 行財政改革実施プラン（平成 13～15 年度）

第 1	実施プランの性格等	15
1	プランの性格	15
2	プランの期間	15
3	プランの柱	15
第 2	実施プランの構成	15
第 3	実施プランの目標	16
1	財政効果額の目標	16
2	職員定数の削減目標	16

INDEX

第4 課題別計画の内容	17
1 内部努力の徹底	17
(1) 組織・機構等の見直し	18
(2) 職員定数の削減と適正管理	19
(3) 職員関係費の削減	20
(4) 管理的経費の削減	21
(5) 施設の有効活用と適正配置	22
(6) 公社等の統廃合と経営改善	22
2 歳入の確保	25
(1) 未収入金の解消	26
(2) 受益者負担の適正化	26
(3) 区有財産の有効活用	27
(4) 財政運営の改善	28
(5) 自主財源の確保	28
3 施策の見直し	29
(1) 施策の選択・再構築	31
(2) 民間委託・事業の民営化の推進	34
(3) 補助金・分担金等の見直し	36
(4) 事務事業の見直し	36
(5) 区民サービスの向上	38
(6) 行政評価制度の確立	39
4 区民との協働と開かれた区政	41
(1) 区民との協働と参画	42
(2) 区民コミュニケーションの改善	43
5 人材育成と職員の能力開発	44
(1) 人材育成の推進	45
(2) 職員の能力開発	45
第5 定員削減計画表	47

第 1 部

10 年戦略 行財政改革大綱 (平成 13 ~ 22 年度)

第1 はじめに

杉並区では、平成11年度に「行政改革大綱」と「行財政再建緊急プラン」を策定し、緊急プランに基づく改革を実施することで12年度の区財政の危機を回避したところである。しかし、特別区税などの歳入の落ち込みは続いており、今後の経済見通しも依然として不透明である。11年度の経常収支比率が95.8%に達するなど財政の硬直化は一段と進んでおり、区財政はまさに緊急事態ともいふべき状況に直面している。

区はこれまでも行財政改革に取り組んできたところであるが、いまだ右肩上がりの時代における行財政運営の体質を払拭したとはいえない。少子高齢化が急速に進む成熟社会においては、これまでのような行財政運営では時代の変化に対応することは困難である。区政には、社会経済環境の激しい変化を見据えて、これまで以上に踏み込んだ抜本的な行財政システムの構造改革に取り組むことが求められている。

こうした中で、本年9月には、杉並区行財政改革懇談会から「危機を乗り越え、新たな展望を拓くために～21世紀区政改革への羅針盤～」と題する提言が出され、新たな行財政改革の方向性が示された。

そこで区では、当面の区財政の危機を克服するとともに、時代状況の変化に柔軟かつ的確に対応できる行財政基盤を確立するため、行財政改革大綱とその実施プランからなる「スマートすぎなみ計画」を策定する。今後は、この計画に基づき、21世紀ビジョンが掲げる区の将来像と目標の実現に向けて、区政改革を推進していくこととする。

第2 大綱の目的

行財政改革大綱(以下「大綱」という。)は、21世紀ビジョンと新たな行政計画を支える、向こう10年間にわたる区の実行財政改革の総合的な指針である。この大綱に基づき、区政運営全般を不断に見直し、行政体質の転換と職員の意識改革を図ることが必要である。このため、以下の3点を戦略課題として抜本的な区政改革に取り組む。

(1) 財政再建と健全財政の確立

当面の区財政の危機を克服し、早期に財政再建を果たす。そのうえで、強固で弾力性のある財政基盤を構築し、健全な区財政を確立する。

(2) 施策の再構築と区民との協働

行政の守備範囲や民間との役割分担を見直しながら、施策の再構築を図るとともに、区民とのパートナーシップ(協働)による行政運営を推進する。

(3) 区役所の構造改革とスリム化

右肩上がりの成長時代に築かれた行財政システムの構造を改革し、創造的な自治体経営のシステムを構築する。あわせて、少数精鋭主義に基づく簡素で効率的な組織機構を確立し、スリムで活力のある区役所を築く。

第3 10か年の戦略目標

大綱の10か年の戦略目標は以下のとおりである。

1 財政健全化の目標

財政健全化に向けた戦略目標は、財政を早期に再建し、健全な区財政を確立することである。そのために、前期5か年で財政を再建し、後期5か年で健全化を達成する。

(1) 財政健全化目標（平成13～22年度）

今後10年間で財政健全化を達成するために、次の目標を設定する。

〔経常収支比率〕：財政構造の弾力性指標を表す「経常収支比率」の目標を80%とする。

〔人件費比率〕：一般会計に占める、退職手当を除く人件費の割合を示す「人件費比率」の目標を25%とする。

〔減税補てん債〕：恒久的減税による区民税の減収分を補う「減税補てん債」を発行しない財政運営をめざす。

財政指標	現状	目標(22年度)
経常収支比率	95.8%	80.0%
人件費比率 (退職手当を除く)	29.2%	25.0%
減税補てん債	15億円	0円

経常収支比率及び人件費比率は11年度決算、減税補てん債は発行限度額が平年度化される12年度当初予算による数値である。

(2) 財政再建の進め方

前期5か年で達成すべき目標(13～17年度)

財政再建に向けて前期 5 か年の目標を設定し、着実に推進する。

〔経常収支比率〕: 11 年度の 95.8% から、今後 5 年間で 85% までに引き下げる。

当面 14 年度までに達成すべき目標

区財政の危機的状況を突破し、財政再建への展望を見出すために、14 年度までに達成すべき当面の目標を設定する。

〔基金積立額〕: 年度間の財源調整を図る「財政調整基金」の積立額を、元年度から 10 年度までの平均額を上回る 65 億円とする。

〔特別区債〕: (仮称) 杉並南中央公園の新設に係る起債を除き、「起債残高」を 11 年度末との比較で、150 億円削減する。

〔減税補てん債 発行額〕: 恒久的減税の始まった 11 年度から 14 年度までの間で、発行限度額から総額で 10 億円以上を圧縮する。

2 職員定数の削減目標

職員定数の削減に向けた戦略目標は、簡素で効率的な組織機構を整備し、スリムで活力のある区役所を実現することである。職員定数削減の目標及び削減の進め方は、次のとおりである。

(1) 削減目標 (平成 13~22 年度)

健全財政を確立し新たな行政需要に対応するため、今後 10 年間で人件費比率(退職手当を除く)を 25% まで引き下げる。この目標実現に向けて、少数精鋭で効率的な行政運営を進めるとともに、職員定数を 1,000 人削減する。3 年ごとに定める実施プランの中で具体的な定数削減計画を定め、確実に実施する。

削減目標数	前期 13~17 年度	後期 18~22 年度	合計
	400 人	600 人	1,000 人

(2) 定数削減の進め方

各部の長のリーダーシップのもと、部ごとに計画的な削減の推進を図る。

民間委託の推進、非常勤職員の活用はもちろん、転職の推進など、様々な手法を駆使し、少数精鋭による区政運営に努める。

事務系、技能系のみでなく、福祉系、一般技術系、医療技術系を含むすべての職種について、新規採用を厳しく抑制する。

福祉施設その他の区民施設の公設民営化などを含め、区政のあらゆる分野で効率的な運営を推進する。

3 区役所活性化の目標

区役所の活性化に向けた戦略目標は、行政の情報化を計画的に進めながら、以下の方策に取り組み、効率的で活力のある組織を実現することである。

(1) IT時代に対応した「電子区役所」の構築

ITを活用した行政の情報化を進め、区民との間で双方向のコミュニケーションを確立するとともに、事務処理の抜本的な効率化と区民サービスの向上を図る。

(2) 経営感覚と目標管理に基づく仕事の進め方

コスト意識の徹底やサービス精神の発揮、目標に基づく組織運営など、経営感覚と目標管理により仕事の進め方を見直すとともに、職員のインセンティブを高めるため、業績に基づく処遇や職員の能力開発を図る。

(3) 顧客志向による区民サービスの向上

顧客を重視する行政経営の確立の視点から、区民本位のサービスの提供に努め、区民からより信頼される区政運営を推進する。

第4 実施プランの位置づけ

1 プランの目的

大綱に基づいて策定する「行財政改革実施プラン(平成13~15年度)」(以下「プラン」という。)は、直面する財政危機克服の道筋をつけることを目標に、今後3年間の行財政改革の具体的な取り組みの内容を年次別に明らかにするものである。プランは、

当面の緊急課題である財政再建を確実に達成することで、財政健全化の土台をつくることを目的とする。

2 プランの年次

今回策定するプランは、大綱に基づく行財政改革を推進するための3か年の計画とする。計画期間終了の際に、次期プランを新たに策定する。

第5 大綱の実現に向けて

大綱に基づく行財政改革を推進するにあたっては、以下の実行推進体制により全庁をあげて取り組むこととする。

- (1) 大綱に掲げる戦略目標を確実に達成し、プランの総合的かつ組織的な推進を図るため、区長を本部長とする行財政改革推進本部を中心に、全庁をあげて改革を実行していく。なお、13年度の組織改編に伴う意思決定システム等の再構築にあわせて、行財政改革の推進体制も必要な見直しを図ることとする。
- (2) プランに定める項目のうち、全庁に係る項目、複数の部が関係する項目及び単独の部に係るものでも特に重要な項目は、行財政改革推進本部において進行管理を行う。その他の項目は各部が責任をもって進行管理を行い、行財政改革推進本部がそれらを統括する。
- (3) 行財政改革の実施状況については、毎年度、区広報やインターネット等を活用して区民に分かりやすく公表し、区民の声を改革に反映させていく。
- (4) 行財政改革や行政評価のあり方について、必要な事項を検討するとともに、外部の視点から適切な助言等を受けるため、区民及び学識経験者からなる第三者機関を設置する。

第2部

実施プラン

(平成13～15年度)

第1 実施プランの性格等

1 プランの性格

- (1) プランは、大綱に掲げる戦略目標を達成するために、改革の項目内容を実施策として年次的に取りまとめたものである。
- (2) 行財政改革の進捗状況や区政を取り巻く状況の変化に応じて、計画期間中に追加・変更すべき改革項目が出てきた場合には、プランの内容を修正する。
- (3) プランに取り上げた方策以外のことについても、この大綱の趣旨を徹底して、見直しを行うものとする。

2 プランの期間

プランの期間は、13～15年度までの3か年とする。最終年度である15年度に計画を見直し、16年度からスタートする次期プランを策定する。

3 プランの柱

プランの柱は、「内部努力の徹底」、「歳入の確保」、「施策の見直し」、「区民との協働と開かれた区政」及び「人材育成と職員の能力開発」の5つとする。

なお、財源の確保については、地方税財政制度の改革が不可欠であるため、地方分権の推進と財政自主権の強化という観点から、国や都に対して税財源の移譲、超過負担の解消、補助制度の見直しなど、現行の地方税財政制度の抜本的な見直しを働きかけていく。

第2 実施プランの構成

プランは、杉並区行財政改革懇談会から出された提言の「具体的な取り組み」で示された課題等を踏まえて検討し、5つの柱からなる課題別項目として整理したうえで計画化している。

行財政改革実施項目として既に継続的に取り組んでいる定数削減計画事項は、「継続事項」として区分し、該当する課題別項目の最後に掲載することとする。課題別項目ごとの事項数は、次のとおりである。

課題別項目	事項数(纏巻数)	継続事項数
1 内部努力の徹底	34(35)	2
2 歳入の確保	15(20)	0
3 施策の見直し	50(59)	6
4 区民との協働と開かれた区政	9(9)	0
5 人材育成と職員の能力開発	7(8)	0
小計	115(131)	8
合計	123(139)	

第3 実施プランの目標

1 財政効果額の目標

プランで示した計画項目の達成による財政効果の目標額を、134億円とする。年度別の目標額は次のとおりである。

(単位：百万円)

課題別項目	13年度	14年度	15年度
1 内部努力の徹底	1,272	1,298	1,769
2 歳入の確保	664	2,432	1,630
3 施策の見直し	1,505	1,047	1,825
4 その他			43
小計	3,441	4,777	5,267
合計	13,485		

2 職員定数の削減目標

プランの期間(13~15年度)で210人削減することを目標とし、年度別の目標数は次のとおりである。年度別目標数の内訳は、定数削減計画表に示すとおりである。

年度別目標数	13年度	14年度	15年度
	70人	70人	70人

第4 課題別計画の内容

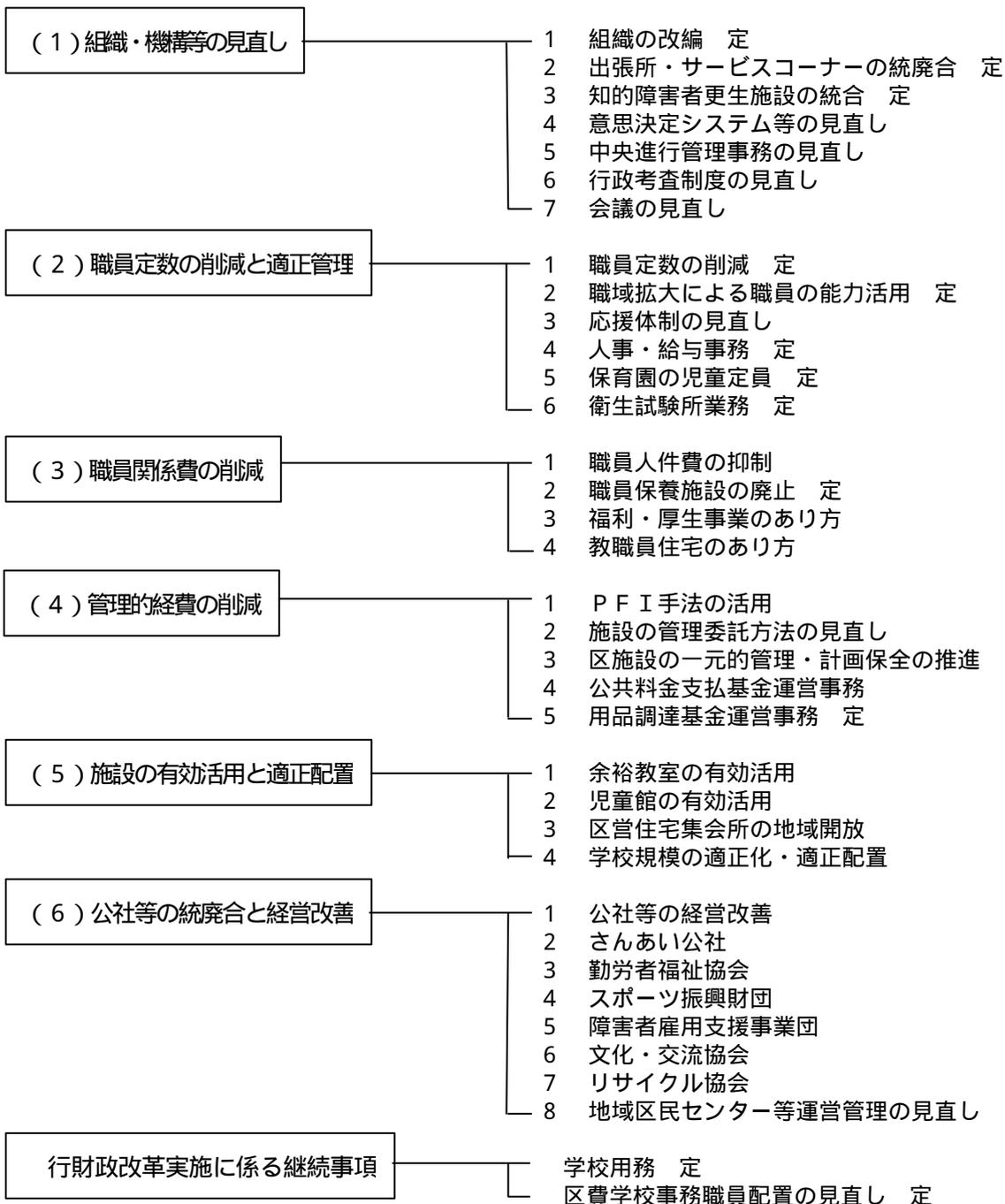
定 は、定数削減計画項目を示す

1 内部努力の徹底

〔基本的な考え方〕

職員定数の削減、組織のスリム化・合理化、組織人事の弾力化と柔軟な人材配置、内部管理経費の削減及び施設の有効活用と適正配置等を図り、簡素で効率的な組織・執行体制を確立する。公社等においても、設立趣旨や区との役割分担を見直しながら実効性ある経営改善を進めるよう、改革に取り組む。

〔計画の体系〕



1 内部努力の徹底

(1) 組織・機構等の見直し

NO.1-(1)-1	組織の改編 定	所管部課	政策経営部職員課 (定数・組織)
21世紀の個性と活力のあるまちづくりをめざして、簡素・効率性、迅速な意思決定、区民サービスの向上などの視点から、新世紀にふさわしい組織機構の整備を図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.1-(1)-2	出張所・サービスコーナーの統廃合 定	所管部課	区民生活部 区民課・地域課
組織運営の効率化と新たな地域活動への支援の充実を図るため、現行の17出張所は平成13年4月に廃止し、新しく7つの「区民事務所」を設置する。また、サービスコーナーは、荻窪サービスコーナーを除き、廃止する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		

NO.1-(1)-3	知的障害者更生施設の統合 定	所管部課	保健福祉部 障害者施設課
すぎのき生活園及びけやき生活園の組織的な統合を図り、職員の適正配置や施設の有効利用など、運営の一層の効率化に努める。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	実施	

NO.1-(1)-4	意思決定システム等の見直し	所管部課	全庁的(政策経営部企画課・財政課・職員課・経理課、区長室総務課)
簡素・効率化に基づく組織運営とトップマネジメントの補佐機能の強化を通じて、的確かつ迅速な政策判断を行える区の意思決定システムを再構築する。こうした観点から、従来の「庁議」「区政運営会議」「調整会議」を廃止し、新たに「経営会議」と「政策調整会議」を設置する。また、組織改編に合わせて、権限委譲や決定関与の見直しを図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.1-(1)-5	中央進行管理事務の見直し	所管部課	政策経営部企画課
中央進行管理の対象とする事務事業を、従前のハードの整備だけでなくソフトの課題・施策にも広げ、執行状況を的確に把握して適正な執行を確保する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.1-(1)-6	行政考査制度の見直し	所管部課	政策経営部企画課 情報システム課
一般考査及び特命考査については、行財政改革の計画的推進や行政評価制度の導入によりその役割や必要性が薄れているため、廃止も含めた制度の見直しを行う。電算運用考査については、ITの進展に対応した制度に見直していく。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	実施	→

NO.1-(1)-7	会議の見直し	所管部課	全庁的（政策経営部企画課、区長室総務課）
会議の種類ごとにその目的や役割を見直し、庁内イントラネットも活用しながら、会議総数の抑制と設置目的に即したより一層の効率的な運営に努める。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討・実施		→

(2) 職員定数の削減と適正管理

NO.1-(2)-1	職員定数の削減 定	所管部課	政策経営部職員課 (定数・組織)
民間委託をはじめ、非常勤職員の活用、事務事業の見直し、組織機構の改正に伴う定数の見直し等により、職員定数の計画的な削減を図る。また、新規採用の抑制に努める。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.1-(2)-2	職域拡大による職員の能力活用 定	所管部課	政策経営部職員課 (定数・組織)
区民ニーズに迅速に対応できる組織人事の弾力化や柔軟な人材配置を進めるため、同一職種内における異職務従事、異職種間の転職等を推進する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.1-(2)-3	応援体制の見直し	所管部課	政策経営部職員課
時代環境や区民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するため、組織人事の弾力化や柔軟な人材配置の観点から、職員の応援等による業務執行がより効果的に行えるよう、応援体制の改善を図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.1-(2)-4	人事・給与事務 定	所管部課	政策経営部職員課 (定数・組織)
新人事給与システム稼働後の事務量の検証結果に基づき、職員定数の適正化を図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.1-(2)-5	保育園の児童定員 定	所管部課	保健福祉部 保育課
保育需要の多様化等に対応するため、保育園の児童定員の見直しを行うとともに、職員定数の適正化を図る。			
実施時期	1 3 年 度	1 4 年 度	1 5 年 度
	実施		→

NO.1-(2)-6	衛生試験所業務 定	所管部課	保健福祉部 衛生試験所
作業職職員について、欠員不補充とする。			
実施時期	1 3 年 度	1 4 年 度	1 5 年 度
	実施		

(3) 職員関係費の削減

NO.1-(3)-1	職員人件費の抑制	所管部課	政策経営部職員課
超過勤務手当や特殊勤務手当等の適正な執行を行い、職員人件費の抑制に努める。			
実施時期	1 3 年 度	1 4 年 度	1 5 年 度
	実施		→

NO.1-(3)-2	職員保養施設の廃止 定	所管部課	政策経営部職員課 (定数・組織)
職員保養施設の大貫寮及び青梅寮を廃止する。			
実施時期	1 3 年 度	1 4 年 度	1 5 年 度
	実施		

NO.1-(3)-3	福利・厚生事業のあり方	所管部課	政策経営部職員課
職員のニーズや年齢構成の変化等に対応し、より効率的で魅力のある事業を展開するため、今後の福利・厚生事業のあり方を検討する。			
実施時期	1 3 年 度	1 4 年 度	1 5 年 度
	検討	具体化	→

NO.1-(3)-4	教職員住宅のあり方	所管部課	教育委員会事務局 学校運営課
二か所の教職員住宅のうち、四宮教職員住宅は老朽化が進んでおり、廃止を含めて見直しを図る。			
実施時期	1 3 年 度	1 4 年 度	1 5 年 度
	検討	実施	→

(4) 管理的経費の削減

NO.1-(4)-1	PFI手法の活用	所管部課	政策経営部企画課 関係部課
<p>民間の資金や経営手法を導入して、公共施設をはじめとした社会資本を整備する手法であるPFIについて、公共施設等の設計・維持・運営等に導入する場合の課題整理や導入可能性の調査研究を行ったうえで、具体的な公共施設建設・運営への導入を図る。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	調査・研究		→

NO.1-(4)-2	施設の管理委託方法の見直し	所管部課	政策経営部総務課・ 営繕課
<p>区立施設の維持管理コストの削減を図るため、施設保全の効率化・合理化の観点から、施設の管理方法や施設相互間の業務仕様等のあり方について見直す。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	具体化	→

NO.1-(4)-3	区施設の一元的管理・計画保全の推進	所管部課	政策経営部営繕課
<p>施設管理経費の効率的運用と執行のために、施設管理修繕工事経費（大規模改修や新築工事を除く）の一元管理を実施するとともに、計画保全に係るシステムを改編して計画保全を推進する。あわせて、施設管理情報システムを構築し、ライフサイクルコストの縮減化及び区施設の効率的運営を図る。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	準備	試行	実施

NO.1-(4)-4	公共料金支払基金運営事務	所管部課	収入役室
<p>基金の効率的運用という観点から、清算期間を短縮するとともに基金の額を減額し、資金の回転率の向上を図る。また、公共料金の節減をめざして、使用状況の点検・精査に努める。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.1-(4)-5	用品調達基金運営事務 定	所管部課	収入役室
<p>用品指定品目制度は存続させつつ、用品供給部門の一元化による経費節減や効率的な事務執行を図るため、用品調達事務を抜本的に見直すとともに、基金を廃止する。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

(5) 施設の有効活用と適正配置

NO.1-(5)-1	余裕教室の有効活用	所管部課	政策経営部企画課 教育委員会事務局 施設課
魅力ある学校教育に向けた施設整備とともに、区民との協働の観点に立った地域活動支援施設としての活用等を図るため、学校の余裕教室の有効活用を進める。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.1-(5)-2	児童館の有効活用	所管部課	保健福祉部 児童青少年センター
施設の有効活用の観点から、特に午前中の児童館利用について、区民の自主的活動による有効活用を積極的に推進する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討・一部実施	実施	→

NO.1-(5)-3	区営住宅集会所の地域開放	所管部課	都市整備部 住宅課
区営住宅の集会所を区民の共有財産として捉え、施設利用に伴う共通の基準・ルール等を整備して、地域への積極的な開放を行う。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.1-(5)-4	学校規模の適正化・適正配置	所管部課	教育委員会事務局 庶務課
少子化に伴う単学級の増加が教育にもたらす影響への適切な対応とともに、学校経営における効果的な予算配分や校舎改築計画の合理的な推進等を図るため、学校の適正規模と適正配置について検討する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	→	方針の策定

(6) 公社等の統廃合と経営改善

NO.1-(6)-1	公社等の経営改善	所管部課	政策経営部企画課 関係部課
公社等の経営の自主性・自立性の促進を図るため、補助金等の財政支援について団体の経営努力に対するインセンティブを付与するとともに、派遣職員の抑制を基本に人的支援のあり方を見直す。また、経営評価制度を新たに導入し、経営等の効率化やサービスの向上を図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	財政支援・人的支援の見直しの実施 経営評価の実施		→

NO.1-(6)-2	さんあい公社	所管部課	保健福祉部 高齢者施策課
<p>さんあい公社の社会福祉協議会への統合について、介護保険事業の民間法人への移行等を含めて両団体の統合に向けた課題等を整理し、介護保険の最初の見直し時期である平成14年度を目途に、団体間での協議と必要な準備を進める。</p> <p>会員事業については、効果性、効率性、経済性等の視点から執行方法の見直しを行うとともに、協力員登録制度についても必要な改善を図るよう求める。区からの補助金支出については、「実績補助方式」を導入する。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討・協議	→	実施
	実施	→	
	補助金支出の改善		

NO.1-(6)-3	勤労者福祉協会	所管部課	区民生活部 経済勤労課
<p>効率的な組織・執行体制の整備に努めるとともに、一般及び会員事業について必要な見直しを図るよう求める。区からの補助金支出については、「定額補助方式」を導入する。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	事業規程の見直し検討	実施	→
	補助金支出の改善		

NO.1-(6)-4	スポーツ振興財団	所管部課	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課
<p>体育協会事務局（スポーツ少年団事務局を含む）を財団に移行することにより、運営の効率化を図る。区からの補助金支出については「定額補助方式」とし、委託している体育施設への「利用料金制度」(地方自治法244条の2第4項)を新たに導入する。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	体育協会及び財団との協議 利用料金制の導入	財団への事務局移行	→
	補助金支出の改善		

NO.1-(6)-5	障害者雇用支援事業団	所管部課	保健福祉部 障害者施策課
<p>障害者雇用支援センターの事業内容の充実を図るとともに、効率的な執行方法や費用対効果などの観点から、自主事業の見直しを進めるよう求める。区からの補助金支出については、「実績補助方式」を導入する。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	雇用支援センター事業の充実	→	→
	自主事業の見直し	→	→
	補助金支出の改善		

NO.1-(6)-6	文化・交流協会	所管部課	区民生活部 文化・交流課
<p>文化と交流の両部門が一体となった、効率的かつ効果的な事業展開と執行体制の整備に努めるよう求める。区内の文化・芸術等に関わる人材を含む民間活力を活用するとともに、自主事業の参加費については必要な改定を適宜行うよう要請する。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討・実施	→	→
	参加者負担金の改定		

NO.1-(6)-7	リサイクル協会	所管部課	環境清掃部 リサイクル清掃課
区とのパートナーシップに基づくリサイクル・環境事業の促進を図るため、リサイクルショップとリサイクルひろば高井戸も含め、今後の協会のあり方について検討する			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討・一部実施	→	実施

NO.1-(6)-8	地域区民センター等運営管理の見直し	所管部課	区民生活部 地域課
窓口案内業務の民間業者への委託化を含め、より効率的で利用しやすい管理方式について検討し、地域集会施設等運営協議会への地域区民センター及び区民集会所の管理運営委託を見直す。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	実施	→

継続事項	学校用務定	所管部課	教育委員会事務局 学校運営課
中学校用務の職員定数を1校1名とし、その補完措置として、中学校23校に8名の巡回要員を配置する。			

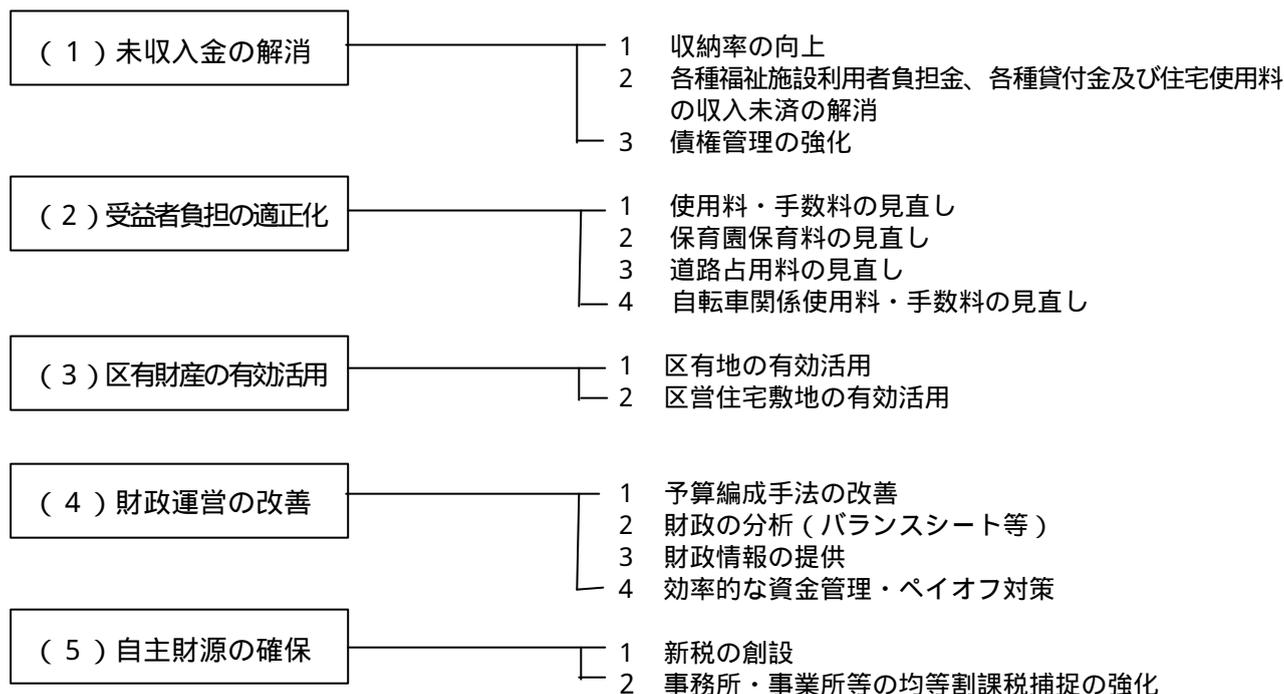
継続事項	区費学校事務職員配置の見直し定	所管部課	教育委員会事務局 学校運営課
区立学校の区費事務職員配置の廃止に向けて、段階的に減員する。			

2 歳入の確保

〔基本的な考え方〕

独自財源の確保により財政自主権の強化を図るとともに、サービスに対する負担の適正化と未収入金の解消に努める。区有財産については、未利用地等の売却も含めてその有効活用を図る。さらに、経営的視点に立った財政運営の改善に取り組むとともに、行政の説明責任という観点から、区民への分かりやすい財政情報の提供に努める。

〔計画の体系〕



2 歳入の確保

(1) 未収入金の解消

NO.2-(1)-1	収納率の向上	所管部課	区民生活部納税課 保健福祉部国民健康保険課
<p>区民税については、徴収方法等の工夫・改善に引き続き努め、滞納整理を促進して収納率の向上を図る。 国民健康保険料は、引き続ききめ細かな徴収、催告に努めるとともに、短期被保険者証・資格証明書の発行により滞納者対策を工夫し、収納率の向上を図る。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.2-(1)-2	各種福祉施設利用者負担金、各種貸付金及び住宅使用料の収入未済の解消	所管部課	保健福祉部管理課・ 保育課・福祉事務所、 都市整備部住宅課
<p>保育園保育料については、保育園をより積極的に活用するとともに、課内応援体制の実施及び夜間等の催告強化に努め、収入未済を解消する。 老人福祉費・心身障害者福祉費負担金については、新たな未納者を発生させない努力を徹底するとともに、長期滞納者の負担金納付に向けて必要な個別的対策を講じ、収入未済を解消する。 生業資金等貸付金の債権管理の適正化に努め、収納率の向上に向けたきめ細かな催告等を実施し、収入未済を解消する。 滞納者に対しては必要に応じて法的措置等を行い、住宅使用料の収納率の維持・向上に努める。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	～ 実施		→

NO.2-(1)-3	債権管理の強化	所管部課	収入役室 関係部課
<p>区民税及び国民健康保険料等の各種債権管理体制を強化するため、債権管理に係る全庁的な対策組織を設置し、滞納整理部門相互の協力・連携を密にしながら、収入未済額の削減・整理に努める。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	(仮称)債権管理委員会設置 実施		→

(2) 受益者負担の適正化

NO.2-(2)-1	使用料・手数料の見直し	所管部課	政策経営部財政課
<p>使用料については、当面、受益者負担の適正化の観点から見た不均衡を是正する。 手数料については、地方分権の推進により区独自の決定権限が拡大しているため、検討組織を設置し、共通する考え方や基準を定めて継続的に見直しを行う。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.2-(2)-2	保育園保育料の見直し	所管部課	保健福祉部 保育課
社会経済情勢の変化や他区の動向等を踏まえ、平成15年度に保育料見直し検討委員会を設置し、保育サービスに伴う負担の適正化という観点から、16年度からの改定に向けて検討を行う。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
			検討

NO.2-(2)-3	道路占用料の見直し	所管部課	都市整備部 土木管理課
道路使用の対価である道路占用料の適正な見直しを図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.2-(2)-4	自転車関係使用料・手数料の見直し	所管部課	都市整備部 交通対策課
有料制自転車駐車場使用料について、施設の有効利用が促進されるような使用料金体系に見直し、駐車場の利用率の向上を図る。また、放置自転車を抑止するため、原因者負担の原則に基づき撤去手数料の金額を見直す。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	駅からの距離による定期使用料見直し・実施 駐車場使用料及び自転車撤去手数料の検討・実施		

(3) 区有財産の有効活用

NO.2-(3)-1	区有地の有効活用	所管部課	政策経営部企画課 ・経理課
事業計画のない用地や新規事業への活用が困難な遊休地等については、売却処分し歳入の確保に努める。施策の見直し等により生ずる用地については、転用・貸出・売却等の有効活用を図る。当面本格利用する予定のない用地のうち、可能なものは有料制自動車駐車場として引き続き活用していく。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	未利用地等の処分の実施 区有地の貸与の実施		→

NO.2-(3)-2	区営住宅敷地の有効活用	所管部課	都市整備部 住宅課
敷地に余裕のある区営住宅については、区有財産の有効活用と利用の公平性確保のため、有料制自動車駐車場を設置する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	実施	→

(4) 財政運営の改善

NO.2-(4)-1 予算編成手法の改善		所管部課	政策経営部財政課
事業所管課が創意工夫と自主性をもって業務に取り組める体制を整備するため、予算編成に関する一部権限と責任の分散化を図る。あわせて、事務事業評価や政策評価と連携した予算査定を行うことにより、経営的な視点を取り入れた予算編成手法を確立する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施・検討の具体化	実施	→

NO.2-(4)-2 財政の分析(バランスシート等)		所管部課	政策経営部財政課
バランスシート等の財務諸表を作成してストック情報を把握し、コスト分析や長期的経営分析などを行政経営に活用する。あわせて、資産・負債等のストック情報など、区の財政状況を区民に分かりやすく公表する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	作成・公表		→

NO.2-(4)-3 財政情報の提供		所管部課	政策経営部財政課
区民とコスト意識を共有しながら施策やサービスのあり方について考えていくため、区財政の現状や税負担とサービスなどに関する財政情報を、区民に分かりやすく提供する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	「(仮称)財政白書」の発行		→

NO.2-(4)-4 効率的な資金管理・ペイオフ対策		所管部課	収入役室
会計ごとに行っている資金管理・運用を一本化することにより、支払準備金の圧縮及び効率的な資金運用を図る。平成14年4月のペイオフ凍結解除に対応して、資金運用の際に利用する金融商品や金融機関との資金決済方法などの調査研究を進める。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→
	ペイオフ対策の検討	具体化	→

(5) 自主財源の確保

NO.2-(5)-1 新税の創設		所管部課	区民生活部 課税課
地方分権一括法の施行に伴う自治体の課税自主権の強化を踏まえ、新たな税財源の充実・確保策として法定外区税の導入を図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	新税の導入検討・国との協議	実施	→

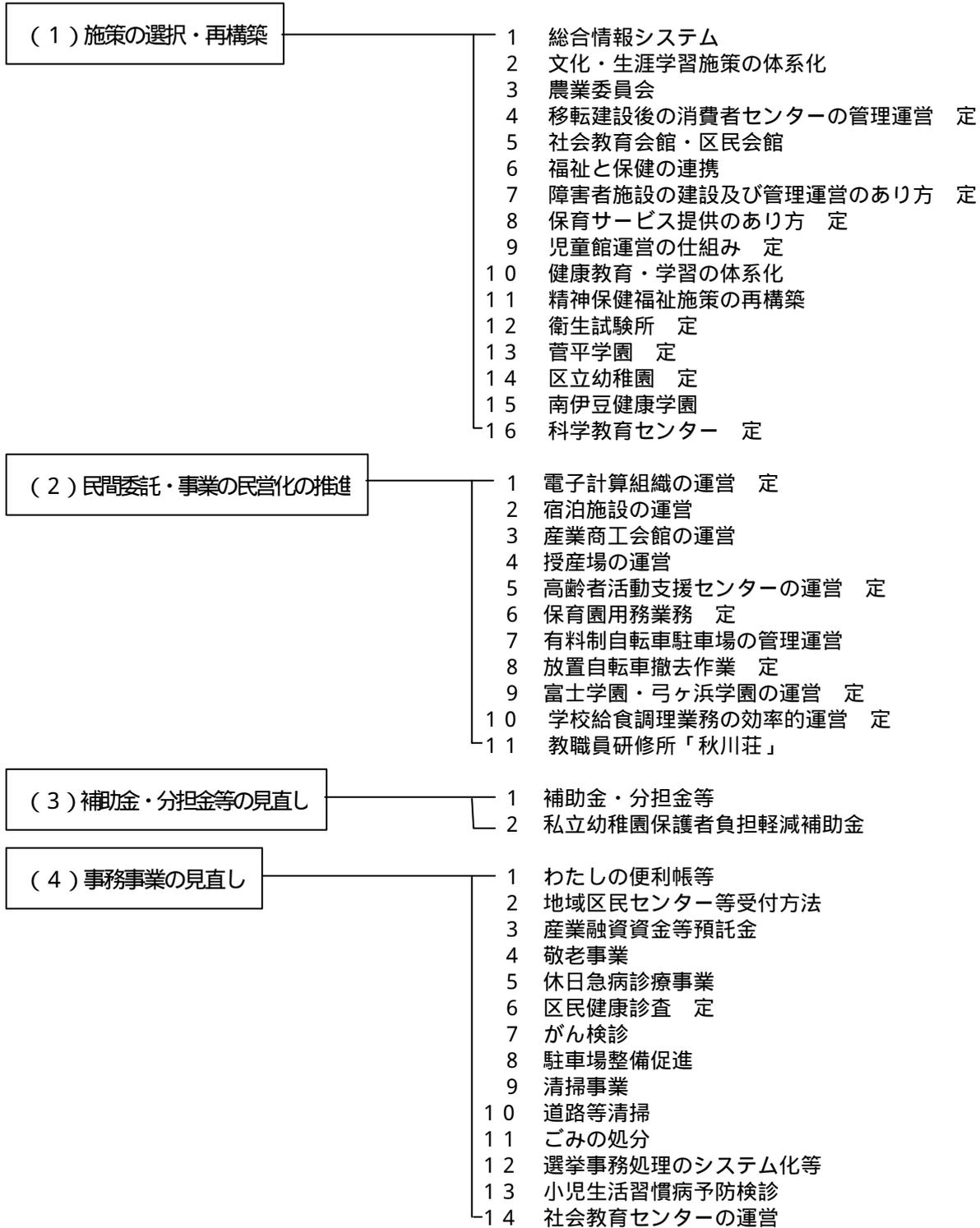
NO.2-(5)-2 事務所・事業所等の均等割課税捕捉の強化		所管部課	区民生活部 課税課
区内に住所を有しない個人であって、区内に事務所・事業所等を有する住民税均等割の納税義務を負う者の実態を把握し、課税捕捉の強化を図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

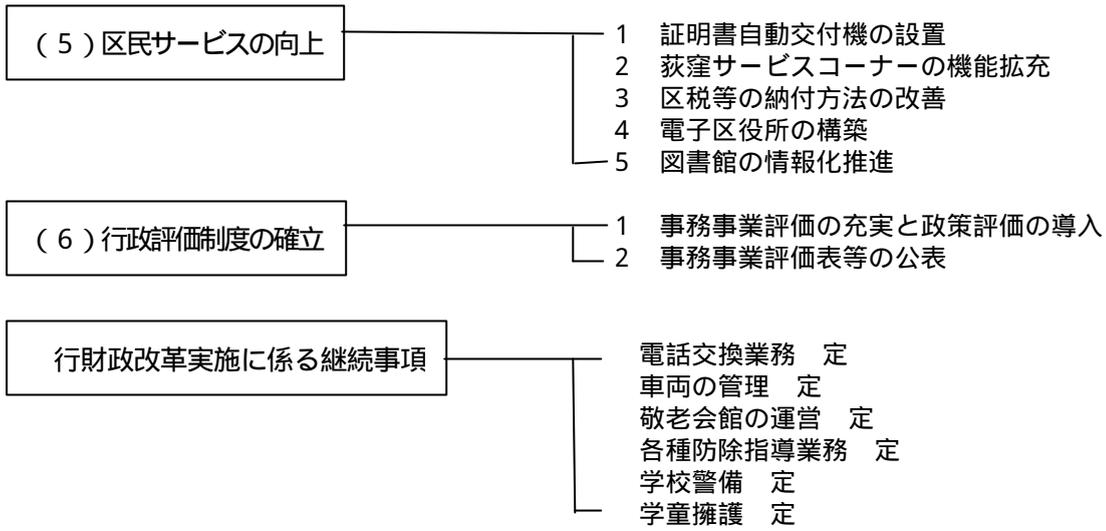
3 施策の見直し

〔基本的な考え方〕

成果とコストを重視する行政経営の視点から、行政評価制度を活用しながら、施策の選択や優先順位を明確にするとともに事務事業の見直しを進める。行政の守備範囲や民間との役割分担を見直し、民間委託・事業の民営化等を進める。また、ITの進展に対応した「電子区役所」の構築をめざして、行政の情報化と区民サービスの向上に努める。

〔計画の体系〕





3 施策の見直し

(1) 施策の選択・再構築

NO.3-(1)-1	総合情報システム	所管部課	政策経営部IT推進課・情報システム課
高度情報処理技術や通信技術の成果を最大限に活用していくため、中央電子計算組織及び各セクションにおいて個別に存在し独自に運営されている小型電子計算組織について、改めてシステムの適正化と総合化を進め、合理的で効率的な運用を図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討・一部実施	実施	→

NO.3-(1)-2	文化・生涯学習施策の体系化	所管部課	区民生活部文化・交流課 教育委員会事務局 社会教育センター
社会教育センターと文化・交流協会との役割分担を明確化しながら、生涯学習施策と文化・芸術振興施策の体系化及び総合化を図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討・一部実施	具体化・実施	→

NO.3-(1)-3	農業委員会	所管部課	区民生活部 経済勤労課
みどりの保全や区民への農業体験機会の提供など、都市農業の新たな役割等を踏まえ、農業委員会の運営のあり方について、検討の働きかけを行う。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	働きかけ	具体化	→

NO.3-(1)-4	移転建設後の消費者センターの管理運営 定	所管部課	区民生活部 消費生活課
全ての区民に開かれた施設としてより利用しやすい運営をめざして、移転建設後の消費者センターの管理運営のあり方について検討する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	→	実施

NO.3-(1)-5	社会教育会館・区民会館	所管部課	区民生活部地域課 教育委員会事務局 社会教育センター
社会教育会館は、区民会館と施設機能が類似してきたため廃止し、転用等を図る。 区民会館は、施設機能を明確化しながら、管理運営等について見直しを行う。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	実施	→

NO.3-(1)-6	福祉と保健の連携	所管部課	保健福祉部管理課・障害者施策課・健康推進課
障害者施策について精神障害者や難病患者への施策も含め見直しを図る。また、身近な所での保健・福祉サービスに関する相談・援助のあり方、高齢者のケア・マネジメント体制、地域福祉推進策、障害者の地域自立生活支援センターのあり方、精神保健との関わり方等を視野に入れ、保健・福祉分野の生涯を通じたサービス調整のあり方について検討する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討 実施		

NO.3-(1)-7	障害者施設の建設及び管理運営のあり方 定	所管部課	保健福祉部管理課・障害者施策課・障害者施設課
今後の障害者施設の建設計画及び管理運営について、行政の守備範囲や民間との役割分担の明確化という視点から、民設民営を原則としてそのあり方を検討する。既存施設についても、委託化や事業の民営化について検討する			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	委託先の選定等	実施

NO.3-(1)-8	保育サービス提供のあり方 定	所管部課	保健福祉部保育課
0歳児の保育需要に応じていくため、家庭福祉員制度の充実や、新たにグループ保育制度を実施する。今後の保育サービス提供のあり方について、公設民営化も視野に入れながら見直しを行い、改築等に合わせた具体化を図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討・実施	実施	
	検討	具体化	

NO.3-(1)-9	児童館運営の仕組み 定	所管部課	保健福祉部児童青少年センター
児童館の運営に地域住民・NPO団体などが参加する仕組みを検討し、荻窪児童館の改築に合わせてその導入を図る。順次、他の児童館にも拡大していく。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討		実施

NO.3-(1)-10	健康教育・学習の体系化	所管部課	保健福祉部管理課・健康推進課
区内で実施されている健康教育・学習の体系化を図り、重複部分については整理統合を含めた調整を行う。これにより、生涯健康学習システムを構築し、すべての区民がそれぞれのライフステージに応じた健康教育・学習を受けられる効果的・効率的な仕組みづくりを進める。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	調査・検討	実施	

NO.3-(1)-11	精神保健福祉施策の再構築	所管部課	保健福祉部健康推進課・障害者施策課
関係法令の改正に対応して、精神保健福祉施策を再構築する。あわせて、他の障害者施策との一体化を図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討・一部実施	実施	→

NO.3-(1)-12	衛生試験所 定	所管部課	保健福祉部衛生試験所
区民の健康危機管理・区民サービスの低下をきたさないことを前提に、試験検査の事務分担及び定数・組織の見直しを図るため、衛生試験所についての検討組織を設けそのあり方について見直す。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	実施	→

NO.3-(1)-13	菅平学園 定	所管部課	教育委員会事務局 学校運営課・学務課
従来の全面委託に替え、移動教室への対応等を検討したうえで、学園を廃止する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	→	実施

NO.3-(1)-14	区立幼稚園 定	所管部課	教育委員会事務局 学校運営課・学務課
少子化の動向や私立幼稚園が果たしてきた役割を踏まえ、区立幼稚園の今後のあり方について、廃止を視野に入れて見直す。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	実施	→

NO.3-(1)-15	南伊豆健康学園	所管部課	教育委員会事務局 学務課
虚弱児童の教育施設としては廃止の方向とするが、入園児童数の推移を見るとともに、廃止後の教育施設としての活用について検討するため、一定の経過期間を置き、改めて方針を決定する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	→	検証・方針の決定

NO.3-(1)-16	科学教育センター 定	所管部課	教育委員会事務局 科学教育センター
生涯学習施設として位置づけたうえで、施設の有効活用を図るため、今後の運営のあり方について見直す。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	実施	→

(2) 民間委託・事業の民営化の推進

NO.3-(2)-1	電子計算組織の運営 定	所管部課	政策経営部 情報システム課
<p>新たに発生するシステムの開発、修正(ソフト部分)に民間活力を導入し、効率的な運用をめざす。〔システム開発及び修正の委託〕</p> <p>行政の情報化を推進するため、コンピュータシステムの維持管理(ハード部分)を総合的・一元的に委託化することで、システム運用を単純化し円滑な業務処理運営を図る。〔コンピュータシステム維持管理業務の委託〕</p> <p>新たな行政サービスの拡大と業務処理の効率化を図るため、現在、職員が行っているホストコンピュータ等のオペレーション業務について、民間業者への委託化を進める。〔オペレーション業務の委託〕</p>			
実施時期	1 3 年 度	1 4 年 度	1 5 年 度
	再点検	検討・委託	→
	調査・検討	委託先の選定	準備
	実施		→

NO.3-(2)-2	宿泊施設の運営	所管部課	区民生活部 管理課
<p>湯河原すぎなみ荘及びすぎなみ自然村について、民営化方式により一定期間運営を任せ、運営経費の削減を図る。期間経過後には、改めて施設のあり方について検証する。</p>			
実施時期	1 3 年 度	1 4 年 度	1 5 年 度
	民間事業者の選定等 保養所等条例廃止 区民への周知	公の施設廃止 民営化開始	→

NO.3-(2)-3	産業商工会館の運営	所管部課	区民生活部 経済労務課
<p>産業商工会館の運営管理について、委託内容の見直しを行い、運営改善を図る。</p>			
実施時期	1 3 年 度	1 4 年 度	1 5 年 度
	検討	実施	→

NO.3-(2)-4	授産場の運営	所管部課	保健福祉部 高齢者施策課
<p>シルバー人材センターの自主的な事業展開及び経営基盤の強化を図るため、授産場機能を残しつつ、センターへの事業運営委託から全面的な移行(移管)に切り替える。</p>			
実施時期	1 3 年 度	1 4 年 度	1 5 年 度
	実施		→

NO.3-(2)-5	高齢者活動支援センターの運営 定	所管部課	保健福祉部 高齢者活動支援センター
<p>高齢者活動支援センターの運営について、高齢者の自主的活動を活性化する視点から、NPO団体等への委託化も含めて見直す。</p>			
実施時期	1 3 年 度	1 4 年 度	1 5 年 度
	検討	実施	→

NO.3-(2)-6	保育園用務業務 定	所管部課	保健福祉部 保育課
保育園の用務業務について欠員不補充とし、非常勤職員の活用又は民間委託を段階的に進める。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.3-(2)-7	有料制自転車駐車場の管理運営	所管部課	都市整備部 交通対策課
有料制自転車駐車場を完全に民間へ管理委託するとともに、「利用料金制度」(地方自治法第244条の2第4項)を導入し、使用料収入も受託団体の収入とする。これにより事務の効率化を進め、使用料の軽減など区民サービスの向上をめざす。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	→	実施

NO.3-(2)-8	放置自転車撤去作業 定	所管部課	都市整備部 交通対策課
現場立会いや指示等を行う作業職職員について、引き続き職員定数の適正化を図る。 区職員が監督及び立会のもとに行っている放置自転車の撤去・移送作業を、全面的に民間委託する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	定数の適正化		→
	検討	→	実施

NO.3-(2)-9	富士学園・弓ヶ浜学園の運営 定	所管部課	教育委員会事務局 学校運営課・学務課
富士学園及び弓ヶ浜学園については、民営化方式により一定期間運営を任せ、運営経費の削減を図る。期間経過後には、改めて施設のあり方について検証する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	民間事業者の選定 校外施設条例廃止 区民への周知	公の施設廃止 民営化開始	→

NO.3-(2)-10	学校給食調理業務の効率的運営 定	所管部課	教育委員会事務局 学校運営課・学務課
区立学校の給食調理職員を欠員不補充とし、学校給食の調理業務について、条件が整い次第、13年度から民間への委託を進める。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施	継続	→

NO.3-(2)-11	教職員研修所「秋川荘」	所管部課	教育委員会事務局 指導室
団体利用などを拡大し、利用効率を高める。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	実施	→

(3) 補助金・分担金等の見直し

NO.3-(3)-1	補助金・分担金等	所管部課	政策経営部財政課
補助金・分担金等については、行政効果、経費負担のあり方等の観点から見直しを行う。補助金については、定期的にゼロベースで見直しを図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施	定期的な見直し	→

NO.3-(3)-2	私立幼稚園保護者負担軽減補助金	所管部課	教育委員会事務局 学務課
一定額の所得を超える者について所得制限を導入するなど、削減方策を実施する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

(4) 事務事業の見直し

NO.3-(4)-1	わたしの便利帳等	所管部課	区長室広報課 全庁的
便利帳の発行間隔を2年から3年へ変更することにより、発行コストの縮減を図る。あわせて、他の定期刊行物についても、発行間隔等を見直す。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		便利帳の発行 →

NO.3-(4)-2	地域区民センター等受付方法	所管部課	区民生活部 地域課
地域区民センター及び区民集会所の使用申込み制度を、毎日抽選実施から月1回の集中抽選方式に改めるとあわせ、申込み・抽選処理等のシステム化を図る。なお、システム化は区民会館も同時に行う。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	→	実施

NO.3-(4)-3	産業融資資金等預託金	所管部課	区民生活部経済動労課、都市整備部住宅課・土木管理課・建築課
産業融資資金、住宅修築資金融資等の預託金を廃止する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		

NO.3-(4)-4	敬老事業	所管部課	保健福祉部 高齢者活動支援センター 関係部課
現行の敬老事業(敬老会・長寿祝い)を今後の高齢者福祉のあり方の視点から見直し、学校や児童館とも連携しながら、地域コミュニティの形成に寄与できる交流事業のひとつとして再構築する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	実施	→

NO.3-(4)-5	休日急病診療事業	所管部課	保健福祉部 健康推進課
休日急病診療事業の委託単価について、区民健康診査と同様に、見直しを図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.3-(4)-6	区民健康診査 定	所管部課	保健福祉部 健康推進課
区民健康診査のあり方について見直し、高年者健診（65歳以上）と成人健診（30歳から64歳）の整理統合を図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	実施	→

NO.3-(4)-7	がん検診	所管部課	保健福祉部 健康推進課
がん検診について、受診者への一部自己負担の導入と、医療機関への委託単価、検診対象年齢及び検査項目等の見直しを図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.3-(4)-8	駐車場整備促進	所管部課	都市整備部 交通対策課
東京都駐車場公社へ貸し付けている駐車場整備基金については、当該事業に支障のない範囲で返還を求めるとともに、必要な事業の見直しを図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		

NO.3-(4)-9	清掃事業	所管部課	環境清掃部 清掃管理課
これまでの事業運営や区への移管経過を踏まえつつ、可能な限り区民のニーズにかなった清掃事業への見直しに努める。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討・一部実施		→

NO.3-(4)-10	道路等清掃	所管部課	都市整備部維持課 環境清掃部 清掃事務所
道路清掃車による清掃対象路線の見直しを図り、対象路線を主要道路50kmとする。道路上の動物死体処理は、区民の利便性、処理の効率性等の視点から見直す。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討・協議	実施	→

NO.3-(4)-11	ごみの処分	所管部課	政策経営部経理課、環境清掃部環境課、収入役室、教育委員会事務局学校運営課
事業所である区役所及び学校等のごみの処理方法について、環境に配慮した効率的な取り組みを率先して実施するため、現行の処理体制を見直す。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	実施	→

NO.3-(4)-12	選挙事務処理のシステム化等	所管部課	選挙管理委員会事務局
選挙システムの導入並びに一部事務処理の委託化により選挙事務の効率化・省力化を図り、職員人件費の削減、事務処理の正確性の確保及び区民サービスの向上を図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.3-(4)-13	小児生活習慣病予防検診	所管部課	教育委員会事務局学校運営課
小児生活習慣病予防検診の検診方法について、事業の効果的な実施に向けた見直しを図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.3-(4)-14	社会教育センターの運営	所管部課	教育委員会事務局社会教育センター
社会教育センター審議会は、センターにおける事業数の減少に伴い所掌範囲も狭くなっているため、社会教育事業振興の観点から審議会組織のあり方について検討する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	具体化	

(5) 区民サービスの向上

NO.3-(5)-1	証明書自動交付機の設置	所管部課	区民生活部区民課
出張所・サービスコーナーの統廃合に伴い、新たなサービスとして証明書自動交付機を区の既存施設に設置し、平日の夜間・土日・休日にも住民票の写し、印鑑登録証明書及び税証明書を交付する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.3-(5)-2	荻窪サービスコーナーの機能拡充	所管部課	区民生活部区民課
サービスコーナーで行っている証明書の交付事務のほか、出張所で取り扱ってきた行政窓口事務のうち、「戸籍の届出事務」「軽自動車事務」「住居表示付定事務」以外の事務も新たに行い、区民の利便性の向上を図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→

NO.3-(5)-3	区税等の納付方法の改善	所管部課	収入役室、区民生活部納税課、保健福祉部国民健康保険課・保育課
<p>区民の利便性の向上を図るため、区税・国民健康保険料等の納付方法の多様化や納付場所の拡大について検討する。</p> <p>日銀が国税の受入事務等の電子化構想を発表し、公金処理のIT化に向けた検討に入ったことに対応して、区税等納付金の電子決済化に向けた情報処理基盤の整備について検討する。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	実施	→
	国・都等の動向の把握	検討	→

NO.3-(5)-4	電子区役所の構築	所管部課	全庁的(政策経営部IT推進課・情報システム課)
<p>区民からの申請や届出等を電子化し、インターネットで受け付けるなどワンストップサービスを展開し、区民の利便性や区民サービスの向上を図る。〔申請・届出事務の電子化〕</p> <p>区立公共施設等の空き情報や予約、抽選処理、結果通知がインターネットでできる電子化システムを構築し、区民サービスの向上を図る。〔区立公共施設の予約・抽選処理等の電子化〕</p> <p>区民が、区の管理する情報についてインターネットを通じて検索できるようにするとともに、区民からの情報公開申請をインターネットで受け付けるシステムを構築する。〔行政情報公開の電子化〕</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	～調査研究	準備	一部実施

NO.3-(5)-5	図書館の情報化推進	所管部課	中央図書館
<p>インターネットを利用した書誌データの検索サービスを実施するとともに、リクエストやレファレンス対応についても段階的に実施する。図書館内に利用者用パソコンを設置して全国の情報にアクセスできるようにし、利用者の利便性の向上を図る。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→ 利用者用パソコンの設置

(6) 行政評価制度の確立

NO.3-(6)-1	事務事業評価の充実と政策評価の導入	所管部課	全庁的(政策経営部企画課)
<p>事務事業評価の手法を確立し、評価結果を予算編成など事業の選択・重点化に活用する。</p> <p>政策を達成するための重要施策を評価する政策評価制度を導入し、段階的な整備を図る。また、区民参加などにより外部評価の仕組みを検討し、ベンチマーク等の政策指標を用いた、より客観的な区政運営を進める。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施		→
	検討	→	具体化

NO.3-(6)-2	事務事業評価表等の公表	所管部課	全庁的 (政策経営部企画課)
<p>広報、インターネット等により事務事業評価の結果を区民に公表し、区民との間で行政の活動情報を共有化する。政策評価についても、導入にあわせて公表していく。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	公表		→

継続事項	電話交換業務 定	所管部課	政策経営部経理課
<p>欠員不補充とし、逐次派遣委託に切り替える。</p>			

継続事項	車両の管理 定	所管部課	政策経営部経理課
<p>自動車運転手を欠員不補充とし、逐次委託に切り替える。</p>			

継続事項	敬老会館の運営 定	所管部課	保健福祉部 高齢者活動支援センター
<p>欠員不補充とし、非常勤職員の活用や民間委託により運営を行う。</p>			

継続事項	各種防除指導業務 定	所管部課	環境清掃部 環境課
<p>欠員不補充とし、業務の民間委託を拡大する。</p>			

継続事項	学校警備 定	所管部課	教育委員会事務局 学校運営課
<p>機械警備委託とする。ただし、機械警備は、深夜、早朝とし、その他の時間は、学校開放等の自主運営の可能性を検討しつつ、当面、非常勤職員等を配置する。なお、機械警備への移行は段階的に行う。</p>			

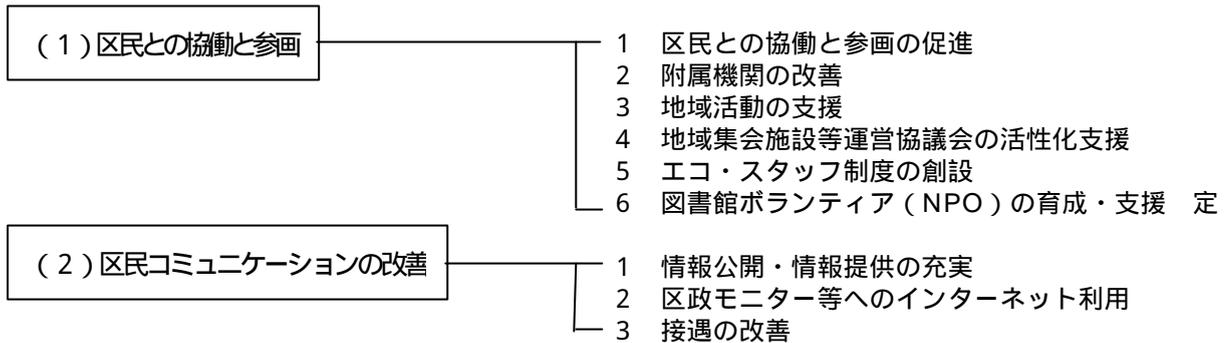
継続事項	学童擁護 定	所管部課	教育委員会事務局 学校運営課
<p>学童擁護は、段階的に委託に切り替える。</p>			

4 区民との協働と開かれた区政

〔基本的な考え方〕

区民・事業者・NPOなどとの対等のパートナーシップを基本とした協働による行政を推進するとともに、区民の区政への多様な参画を促進する。情報公開制度や情報提供を拡充するとともに、インターネットをはじめとするITを活用しながら、区民との双方向コミュニケーションの充実を図る。

〔計画の体系〕



4 区民との協働と開かれた区政

(1) 区民との協働と参画

NO.4-(1)-1	区民との協働と参画の促進	所管部課	全庁的 (政策経営部企画課)
<p>「(仮称)自治基本条例」を定め、住民自治の理念やあり方を明確にして、区民との協働や区民参画の基本的な仕組みを整備する。区政のさまざまな場面で区民との協働と区民参画を促進し、21世紀の分権と自治の新時代にふさわしい自治体運営をめざす。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	条例の制定 協働と参画の促進	→

NO.4-(1)-2	附属機関の改善	所管部課	全庁的 (政策経営部企画課、 区長室総務課)
<p>附属機関について、その目的、意義、役割等を見直し、運営の改善や活性化を図る。また、附属機関全般の運営のあり方について検討し、委員の選考方法の見直し、委員数や在任期間の適正化など、運営の改善に努める。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討・実施		→

NO.4-(1)-3	地域活動の支援	所管部課	区民生活部 地域課
<p>地域活動(団体)の自主性・自立性を尊重しながら、活動支援の充実と区民との協働を促進するため、地域活動支援センターを設置するとともに、「(仮称)地域活動支援条例」を定め、区民との協働に向けた必要な条件整備を図る。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	センターの設置 条例の制定	運営 普及・啓発	→ →

NO.4-(1)-4	地域集会施設等運営協議会の活性化支援	所管部課	区民生活部 地域課
<p>補助金の執行方法や事業内容について、区の関与を縮小し自主的・自立的な活動を促進する観点から、区の支援のあり方を見直す。また、講座・講演会等への受益者負担の導入など、自主財源の拡充方策について検討する。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討・一部実施	実施	→

NO.4-(1)-5	エコ・スタッフ制度の創設	所管部課	環境清掃部 環境課
<p>環境配慮行動に取り組もうとする区民・事業者をエコ・スタッフ(環境配慮行動推進員)として登録し、情報提供や意見交換等を通じて、区と協働して環境に配慮した行動を地域のなかに定着させていく。</p>			
施時期	13年度	14年度	15年度
	段階的に実施		→

NO.4-(1)-6	図書館ボランティア(NPO)の育成・支援 定	所管部課	中央図書館
図書館事業に携わるボランティアに加えて、NPO団体を新たに育成し、区民との協働等による図書館運営をめざす。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	→	実施

(2) 区民コミュニケーションの改善

NO.4-(2)-1	情報公開・情報提供の充実	所管部課	区長室総務課
区民に利用しやすい情報公開制度や情報公表・提供の一層の充実を図り、区民の区政への参加を促進し、区民から信頼される公正で開かれた区政を推進する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施	→	→

NO.4-(2)-2	区政モニター等へのインターネット利用	所管部課	区長室 区政相談課
区政に関する意見・要望の収集や区民意向調査の実施にインターネット(ホームページや電子メール)の利用を導入し、IT時代にふさわしい迅速かつ随時の区民意向の把握に努める。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	一部実施	実施	→

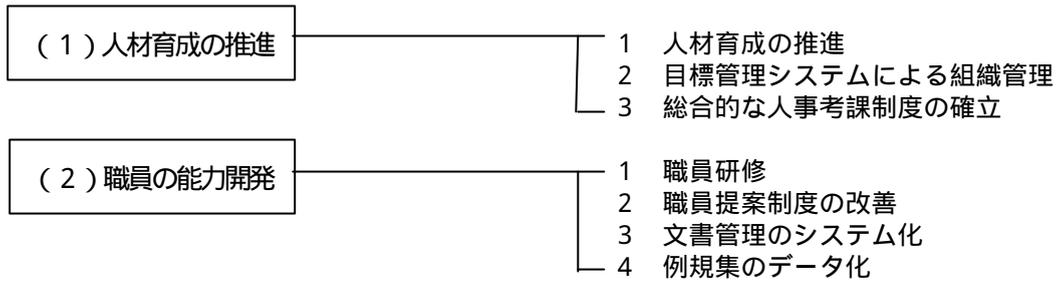
NO.4-(2)-3	接遇の改善	所管部課	政策経営部職員課 職員研修所
区民に親しまれる区役所をめざして、接遇の改善を図るとともに、区民に信頼される規律ある職場風土を確立する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施	→	→

5 人材育成と職員の能力開発

〔基本的な考え方〕

職員の能力や業績を重視してやる気や努力が報われる、成果主義と少数精鋭主義に基づく人事・給与制度を導入する。21世紀の創造的な区政を展開するため、職場風土と職員意識の改革を一層進めるとともに、地方分権とIT化の時代にふさわしい資質と能力を持つ職員を育成する。

〔計画の体系〕



5 人材育成と職員の能力開発

(1) 人材育成の推進

NO.5-(1)-1	人材育成の推進	所管部課	政策経営部職員課 職員研修所
人材育成基本方針に基づき人材育成計画を策定し、21世紀における自治と分権の新時代にふさわしい、人材育成型の人事管理を進める。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施	—————	—————>

NO.5-(1)-2	目標管理システムによる組織管理	所管部課	政策経営部職員課
年度ごとの組織目標を明確にしそれに基づく組織運営を行うようにするため、全職員が共通の組織目標に向かって意欲的に仕事に取り組む目標管理システムを導入し、組織管理を行う。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	実施	—————>

NO.5-(1)-3	総合的な人事考課制度の確立	所管部課	政策経営部職員課
自己申告・定期評定を活用した人事考課制度を確立し、職員の能力・適性・業績を活かした人事管理に努め、組織の活性化を図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	実施	—————>

(2) 職員の能力開発

NO.5-(2)-1	職員研修	所管部課	政策経営部 職員研修所
政策形成能力や鋭敏な経営感覚などを身につけた職員の育成をめざして、人材育成基本方針に基づき研修体系を見直し、時代変化と職員ニーズに即した研修体系の再構築を図る。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	実施	—————>

NO.5-(2)-2	職員提案制度の改善	所管部課	政策経営部企画課 区長室総務課
21世紀にふさわしい組織文化の確立と職員の意識改革を図るため、職員提案制度を充実させ、職員の発想やアイデアが仕事の改善や政策形成に結びつく、活力ある職場づくりを推進する。			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	試行	実施	—————>

NO.5-(2)-3 文書管理のシステム化		所管部課	区長室総務課
<p>文書管理カードを管理台帳としてデータベース化し、文書担当課や情報公開担当課で迅速に文書検索できるようにする。</p> <p>文書管理カードを台帳化した後、文書管理システム（収受、決裁、保管、保存、廃棄）を導入し、意思決定の迅速化、経費や保存スペースの削減などを図る。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	検討	実施	→
	検討	試行	実施

NO.5-(2)-4 例規集のデータ化		所管部課	区長室総務課
<p>例規集をデータベース化し、庁内イントラネットでの閲覧・検索を可能にする。あわせて、区ホームページによる区民への公開をめざす。</p>			
実施時期	13年度	14年度	15年度
	実施	→	→

第5 定数削減計画表

部	課等	職種等 職員定数	削減数				備考(考え方)	
			13年度	14年度	15年度	計		
企画部 (91) <13.4.1から 政策経営部>	情報システム課	人事・給与事務	38	1			1	事務量の検証により適正化
		オペレーション業務		2			2	オペレーション業務の委託
		システム開発・修正						システム開発・修正の委託
総務部 (128) <13.4.1から 政策経営部>	職員課	人事・給与事務	31	3			3	事務量の検証により適正化
		大貫寮・青梅寮	1 1	1 1			1 1	13年度廃止
	経理課	運転手	運 9	2	1	1	4	欠員不補充、集中管理化、委託化
		電話交換業務	電交 5			1	1	欠員不補充、派遣委託
		巡視	警作 7 1			1	1	欠員不補充
生活経済部 (191) <13.4.1から 区民生活部>	消費生活課	事他 11					消費者センターの管理運営の見直し	
地域振興部 (323) <13.4.1から 区民生活部>	出張所(17) <13.4.1から区民事務所>	事 200					13年度廃止	
厚生部 (499) <13.4.1から 保健福祉部>	障害者施設課 障害者福祉会館	事他 129					知的障害者更生施設の統合 障害者施設の委託	
高齢者福祉部 (172) <13.4.1から 保健福祉部>	高齢者センター	高齢者活動支援センター	事他 18					高齢者活動支援センターの運営の見直し
		敬老会館	用 26 作 2	4	3	1	8	欠員不補充、非常勤化、委託化
女性・児童部 (1,255) <13.4.1から 保健福祉部>	保育課	保育士	保育士 664					児童定員の見直しに伴う保育士定数の適正化、民営化
		用務業務	用務 47	4	1		5	欠員不補充、非常勤化、委託化
	児童青少年センター 児童館	児指他 229						児童館運営の見直し
保健衛生部 (230) <13.4.1から 保健福祉部>	保健所	運転手	運 1		1		1	集中管理化
		区民健康診査	事他 126					区民健康診査のあり方を見直し
	衛生試験所	作業職	作 1	1			1	欠員不補充
		衛生試験所	事他 19					衛生試験所のあり方を見直し

部	課等	職種等 職員定数	削減数				備考(考え方)	
			13年度	14年度	15年度	計		
環境清掃部 (406)	環境保全課 <13.4.1から環境課> 各種防除指導業務	環技 2					欠員不補充、委託化	
土木部 (218) <13.4.1から 都市整備部>	自転車対策課 <13.4.1から交通対策課> 自転車撤去作業	作 5	1			1	欠員不補充、 ただし、15年度 全面委託	
	工事第一・二課 <13.4.1から維持課・公園緑地課> 運転手	運 1					集中管理化	
建築部 (124) <13.4.1から 都市整備部>	建築課	運 2	1	1		2	集中管理化	
教育委員会 (331)	庶務課 <13.4.1から学校運営課> 人事 給与事務	事 12					事務量の検証により適正化	
	学 務 課	菅平学園	事 2 ボ 1 作 2			2	2 1 2	欠員不補充、非常勤化、委託化 15年度廃止
		弓ヶ浜学園	事 2 作 2		2		2 2	14年度民営化
		科学教育センター	事 7 物 2					科学教育センターの運営の見直し
	中央図書館	事 他 150					図書館運営の見直し	
	学 校 (603)	学校	事 57	4			4	区費事務職員配置の廃止。ただし、 減員は段階的に実施
警 90			6	3	5	14	欠員不補充、機械化、非常勤化	
調 222			10	11	12	33	欠員不補充、委託化	
用 130			5	3		8	事務量の検証結果により適正化	
擁 33			5	4		9	欠員不補充、委託化	
幼稚園		用 1 教諭 35			1	1	欠員不補充、非常勤化 幼稚園のあり方の見直し	
その他 (69)	収入役室 用品調達基金運営事務	事 28					用品調達基金運営事務の見直し	
全庁的							事務事業の見直し、執行体制の見直しによる適正化	
12.4.1現在								
事務	1,906人	事務その他	52	33	25	110	削減数の欄のうち、印は事務量の 検証が必要	
その他	2,799人	印	18	37	45	100		
計	4,705人	計	70	70	70	210		

スマートすぎなみ計画

平成13～22年度(2001～2010) 平成13～15年度(2001～2003)
行財政改革大綱・実施プラン

登録印刷物番号

13 - 0008

平成12年10月初版

平成13年4月第2版(平成13年度組織改正対応版)



杉並区役所

政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL 03-3312-2111(大代表)

●本文は古紙100%(白色度70%台)、表紙は古紙配合率50%、中表紙は古紙配合率70%の再生紙を使用しています